

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機関名	東北大学			学長名	井上明久	拠点番号	103
1. 申請分野	F<医学系> G<数学、物理学、地球科学> H<機械、土木、建築、その他工学> I<社会科学> J<学際、複合、新領域>						
2. 拠点のプログラム名称 (英訳名)	男女共同参画社会の法と政策—ジェンダー法・政策研究センター (Gender Law and Policy Center)						
研究分野及びキーワード	〈研究分野: 法学・政治学〉(法とジェンダー)(グローバル・イシュー)(法政策学)(男女共同参画)(国際人権)						
3. 専攻等名	法学研究科(総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻(トランスナショナル法政策専攻(平成18年4月1日))、教育学研究科(総合教育学専攻)、文学研究科(言語科学専攻)、工学研究科(航空宇宙工学専攻)、病院(医学部附属病院(平成19年2月16日)感覚器・理学診療科)						
4. 事業推進担当者	計28名						
ふりがな<ローマ字> 氏名	所属部局(専攻等)・職名	現在の専門 学位	役割分担 (事業実施期間中の拠点形成計画における分担事項)				
(拠点リーダー)							
TSUJIMURA M i y o k o 辻村 みよ子	法学研究科(総合法制専攻)・教授	憲法学・ジェンダー法学、 法学博士	研究統括責任者(拠点リーダー)、人権と性差に関する基礎研究・応用研究・政策実践				
KAWATO S adafumi 川入 貞史	法学研究科(法政理論研究専攻)・教授	政治学・現代政治分析、 法学博士	政治統括分担者(サブリーター:基礎研究部門)、政治における女性代表の比較研究、意識調査				
MIZUNO N oriko 水野 紀子	法学研究科(総合法制専攻)・教授	民法・家族法学、法学士	研究統括分担者(サブリーター:政策実践部門)、家族法をめぐる比較法的研究、立法政策				
IJIKI T oshiya 植木 俊哉	法学研究科・併任教授(東北大学理事)	国際法、法学士	国際法・国際条約とジェンダー問題、政策実践				
IKUTA K u m i k o 生田 久美子	教育学研究科(総合教育学専攻)・教授	教育哲学、教育学修士	教育分野におけるジェンダー問題、政策実践				
YAMAMOTO H ajime 山元 一	法学研究科(総合法制専攻)・教授	憲法学・比較憲法、 博士(法学)	公私二分論の基礎研究、ポジティブ・アクションの応用研究				
KAWAKAMI S hoji 河上 正二	法学研究科(総合法制専攻)・教授	民法学、法学博士	消費者問題・財産関係とジェンダー、応用研究・政策実践				
YOSHIMURA K azushi 吉原 和志	法学研究科(総合法制専攻)・教授	商法学、法学士	企業法、商行為とジェンダー問題、応用研究				
YOSHIDA M asashi 吉田 正志	法学研究科(法政理論研究専攻)・教授	法制史、法学博士	女性労働の法制史的基礎研究				
INABA K aoru 稲葉 馨	法学研究科(総合法制専攻)・教授(研究科長)	行政法、法学博士	公共政策と女性政策、応用研究・政策実践				
DAKE S a y a k a 嵩 さやか	法学研究科(総合法制専攻)・准教授	社会保障法、法学士	社会保障・年金に関する応用研究				
ASHI DATE M asami 蘆立 順美	法学研究科(総合法制専攻)・准教授	知的財産法、法学士	知的財産とジェンダー、応用研究				
TANAKA S h i g e t o 田中 重人	文学研究科(言語科学専攻)・講師	社会学、博士(人間科学)	雇用平等・資源配分に関する応用研究				
MATSUSHIMA K i s s a 松嶋 紀佐	工学研究科(航空宇宙工学専攻)准教授	航空宇宙工学、工学博士	工学分野におけるジェンダー教育、工学からの政策提言				
HIRATA T a k e s h i 平田 武 (平成16年5月31日交替)	法学研究科(法政理論研究専攻)・教授	ヨーロッパ政治学、法学修士	東欧諸国を中心とするジェンダーと人間の安全保障についての応用研究				
KURONO E m i k o 久保野 恵美子 (平成17年4月28日交替)	法学研究科(総合法制専攻)・准教授	民法・家族法、法学士	親子関係に関する法と福祉の応用研究				
TOZAWA H i d e n o r i 戸澤 英典 (平成17年4月28日交替)	法学研究科(公共法政策専攻)・准教授	国際政治学、法学修士	EUのジェンダーにかかわる域内政策と対外政策				
TSUBONO Y o s h i t a k a 坪野 吉孝 (平成18年5月11日交替)	法学研究科(公共法政策専攻)・教授	健康政策、博士(医学)	性差に基づく医療と健康政策				
KABASHIMA H i r o s h i 樺島 博志 (平成18年5月11日交替)	法学研究科(総合法制専攻)・教授	法理学、法学修士、Dr. phil	人格権の観点から見た男女共同参画社会の研究				
MAKIHARA I z u r u 牧原 出 (平成19年10月22日交替)	法学研究科(公共法政策専攻)・教授	社会保障法、法学士	公共政策と女性政策、統治機構と女性政策				
NISHITANI Y u k o 西谷 祐子 (平成19年10月22日辞退)	法学研究科(総合法制専攻)・准教授	国際私法、ph.D.	国際結婚をめぐる基礎研究・比較法研究				
WADA Y u k o 和田 裕子 (平成19年5月31日辞退)	医学部附属病院(感覚器・理学診療科)・講師	分子遺伝学、医学博士	医学・生物学分野におけるジェンダー問題、政策実践				
ARIKAWA T s u n e m a s a 蟻川 恒正 (平成18年5月11日辞退)	法学研究科(総合法制専攻)・教授	憲法学、法学士	メディア、ポルノグラフィに関する基礎研究				
SAITO T o y e j i 齊藤 豊治 (平成18年3月16日辞退)	法学研究科(法政理論研究専攻)教授	刑事政策・少年法、法学修士	性暴力、児童売買、DV、刑事司法における男女平等参画、堕胎等の応用研究				
HAYAKAWA S h i n j i c h i r o 早川 真一郎 (平成17年4月28日辞退)	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・教授	国際家族法・民法学、法学士	国際家族法に関する応用研究・政策実践				
NAMO K i J e o n g 南 基正 (平成16年5月31日交替、平成17年4月28日辞退)	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・教授	東アジアの政治外交、学術博士	東アジアにおける人権とジェンダー問題、政策実践				
OZAKI K u n i k o 尾崎 久仁子 (平成16年5月31日辞退)	法学研究科(総合法制専攻)・教授	国際人権法、M.Phil.	国際人権条約と国際刑事法上のジェンダー問題、政策実践				
TOSAKI H i r o y u k i 土佐 弘之 (平成16年5月31日辞退)	法学研究科(トランスナショナル法政策専攻)・教授	国際関係論、学術修士	研究統括分担者(サブリーター:応用研究部門)、ジェンダーと人間の安全保障についての応用研究				
5. 交付経費(単位:千円)千円未満は切り捨てる ( ) : 間接経費							
年度(平成)	15	16	17	18	19	合計	
交付金額(千円)	68,000	102,800	101,100	94,900 (9,490)	93,000 (9,300)	459,800	

## 6. 拠点形成の目的

本拠点は、21世紀の日本と国際社会がめざす「男女共同参画 (gender equality)」実現のための「ジェンダー法・政策 (gender law & policy)」研究・教育を通して、具体的な政策実践に資することをめざすものである。

- 1) 本拠点は法学・政治学を中心に、教育学・社会学・医学・工学の諸分野をカバーするが、他に文化人類学等の人文科学や社会科学諸分野とも連携することで、ジェンダー研究の従来の成果をふまえつつ学問体系を再編成し、「ジェンダー法・政策」研究という新たな学問分野を確立することをめざす。

本拠点研究は、法学・政治学の視座からジェンダー研究の既存の学問体系を拡張・脱/再構築するとともに、ジェンダー研究と法・政治制度とのインターフェイスに関する研究に重点を置くことによって、ジェンダー研究を新たに「社会科学のメインストリームの研究分野」として位置づける。

法学・政治学では、以下の研究分野（括弧内は主な課題）を包含する。

公法学（ジェンダーと人権、女性政策等）、国際法学（国際人権・国際家族問題等）、民事法学（家族・消費者問題等）、社会法・労働法学（雇用・社会保障問題等）、刑事法学（性暴力等の人権問題）、基礎法学（フェミニズム理論・法制史等）、政治学（政治における女性の代表と参加等）、国際関係論（平和・開発とジェンダーポリティックス等）などである。

その他、文化人類学・倫理学・教育学（教育哲学）・社会学・医学（遺伝子学・国際保健学）・工学等におけるジェンダー問題について基礎理論・応用理論研究を行い、ジェンダー教育や政策実践のなかにフィードバックさせる。

- 2) 「ジェンダー法・政策」研究の成果を研究大学院博士後期課程及び法科大学院・公共政策大学院などのプロフェッショナル・スクールの教育に反映させるとともに、若手研究者をCOEフェロー（研究員）、TA（チーティグ・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）

ト)等として雇用し研究支援することによって、ジェンダー・センシティブな研究者・法曹実務家などの指導的人材を育成する。

さらに、地方公共団体や法曹関係者等とも連携することによって、研究教育の成果を自治体等の人権政策/女性政策等にフィードバックさせ、ジェンダー法・政策問題について専門的知識を有する法曹実務家・政策担当者等を育成することで、日本の法・政策実務に多大なインパクトを与える。

- 3) 本拠点では、女性の能力開発を政策課題とするアジア諸国の留学生を積極的に受け入れる。また、COE海外サテライト・オフィス（海外連携拠点）を設立するとともに、大学院生（TA/RA）・COEフェローを世界の大学研究機関や海外連携拠点に派遣して国際的な学術研究/教育を推進するとともに、世界の優れた研究/教育者を多数招聘する。

これによりアジア地域最高水準の「ジェンダー法・政策」研究センターを創設し、欧米とアジアを結ぶネットワーク拠点になることを目的とする。また、研究成果を国内外に還元することをめざす。

- 4) 法学・政治学を中心に「ジェンダー法・政策」研究を行うことの必要性・重要性は、国内では、男女共同参画社会基本法の実施にかかる具体的政策課題（政治過程における女性の参画促進、ポジティブ・アクションの手段・限界の解明、雇用と社会保障におけるジェンダー平等の実現、家族法改革、DV防止法の整備等の課題）が山積していることに示される。国際的にも、グローバル化下の社会変動が制度の再設計を迫るなかで、ジェンダー平等・公平を実現するための理論と政策に関する総合的研究・教育・実践が求められている。このため、本拠点の研究教育の成果を政策実践に還元し、日本および世界の男女共同参画社会の形成、ジェンダー平等の推進に寄与することをめざす。

## 7. 研究実施計画

### 7-1. 研究拠点形成実施計画

- 1) 本拠点は、6つのクラスター（A政治参画、B雇用と社会保障、C家族、D身体・セクシュアリティ、E人間の安全保障、Fジェンダー教育）と3つの研究作業部門（Ⅰ基礎研究部門、Ⅱ応用研究部門、Ⅲ政策実践部門）から構成され、事業推進担当者はそのいずれかに所属する。各研究作業部門はそれぞれの研究課題（後述）を担当する。各部門から少なくとも1名が参加する部門横断型の研究クラスターを組織することによって具体的な研究プロジェクトを推進する。（各クラスター・部門の担当課題と個別課題は図表1表参照）。
- 2) Ⅰの基礎研究部門では、「ジェンダー法・政策」に関連する基本的な概念について、法・政治学の基礎分野の研究者を中心に再検討を行い、法理論・政策価値論レベルでの理論的・歴史的な研究を進める。Ⅱの応用研究部門では、法学・政治学の諸分野で蓄積されてきた研究資源・スキルを活用しながら、実践的研究課題について、研究を進める。

Ⅲの政策実践（フィードバック・アドヴォカシー）部門では、研究成果を政策にフィードバックさせるための提言や、男女共同参画推進条例等の取り組みを続ける地方公共団体との連携、弁護士会・その他の研究教育機関との共同研究などを積極的に行う。

（図表1） 研究クラスターの研究課題例

研究クラスター群	Ⅰ基礎研究部門	Ⅱ応用研究部門	Ⅲ政策実践部門 (フィードバック・アドヴォカシー部門)
A 政治参画	代表理論	女性議員の現状	選挙制度改革
B 雇用と 社会保障	ジェンダー的正義 と生産性向上	アンペイド・ワーク	ポジティブ・アクション
C 家族	家族観	家族・育児支援	夫婦別姓・夫婦財産制
D 身体・ セクシュアリティ	身体と自己決定	セクハラ・DV・ リプロダクション	DV・人工生殖問題
E 人間の 安全保障	平和と人権	戦時性暴力	国連人道法・国際刑事 法の整備
F ジェンダー教育	ジェンダーと知	カリキュラム開発	教育政策

### 7-2. 年度別の具体的な研究拠点形成実施計画 平成15年度：ジェンダー法・政策研究センター の設立・ネットワークの形成と課題の設定

- ①国内研究拠点のインフラ整備として「ジェンダー法・政策研究センター」を設置し、文献・資料収集を重点的に行う。②若手研究者育成の

ためCOE研究員やリサーチアシスタント等を雇用しCOE留学生を受け入れて研究体制を整える。  
③地方自治体や弁護士会との協力体制を築く。  
④フランス、アメリカの海外拠点を設立し、事業推進担当者・研究員等を継続的に派遣する。  
⑤研究成果をニュース・レターやインターネットで公開し、年報および「ジェンダー法・政策研究叢書」を刊行する（以降毎年1-3冊刊行）。  
平成16年度：国際シンポジウム、調査等を通じたジェンダー法・政策研究の蓄積

①国内外の研究拠点のインフラ整備を続行し、海外派遣・海外拠点の充実化を図る。②研究面では、第1回リサーチ・サーベイによって実証研究を行い、第1回国際シンポジウムを開催してジェンダー政策の理論的・歴史的・比較検討を行う。③教育面では、法科大学院等でジェンダー教育を開始し、ジェンダー・センシティブな人材の養成、社会人の再教育等を行う。  
平成17年度：海外との比較をふまえた国内の現状分析、法・政策課題の再検討と政策デザイン

①海外の研究拠点において幅広く国際的共同研究を推進する。パリでポジティブ・アクションに関するシンポジウムを開催する。②弁護士会・地方自治体などと共同研究を推進する。③第2回リサーチ・サーベイを行い、実証研究を推進して結果を分析・公表する。

### 平成18年度：国内外の現状分析、法・政策課題の再検討、政策デザインと評価システム構築

①中央官庁・地方自治体・企業等と連携して研究成果の情報発信を行い、「ジェンダー法・政策」に関する具体的な政策課題を提示する。②COE留学生等を対象に海外機関との連携を図り、国際セミナー等で研究成果公表を推進する。③フランスで、シンポジウムの成果を刊行する。  
平成19年度：教育研究の成果公表、政策提言へ

①研究・教育活動の集大成として、大規模な第2回国際シンポジウムを開催し、理論と政策の架橋をめざし成果を公表する。研究叢書全12巻のほか英文叢書も複数刊行する。②広く国内外に対して具体的な政策提言を行い、叢書第12巻で公表する。③教育成果や人材育成の成果をまとめて年報等で公表する。④東北大学国際高等教育機構と連携して「（東北大学法学研究科）ジェンダー法・政策研究センター」へと移行させ、次の研究プロジェクトの準備を行う。

## 8. 教育実施計画

ジェンダー・センシティブで国際的視野をもった若手研究者・法曹実務家・政策担当者等を育成するため、(1)COE教育育成オフィス、および(2)COE海外サテライト・オフィス（海外連携拠点）を形成し、下記の諸プログラムを遂行する（下記の図表2参照）。

### (1)COE教育育成オフィスにおける人材育成

#### A) 大学院教育プログラム

- ① 研究成果の一部をフィードバックする形で、研究大学院博士後期課程及び2004年度に設置予定の法科大学院・公共政策大学院の教育に反映させ、「ジェンダーと法・政策」科目を創設して、ジェンダー・センシティブな政策エリート、法曹界の人材育成を行う。
- ② 博士課程の学生に研究スカラシップを与える条件で、国内外の優れた学生を募集する。各研究課題に即して研究部門の補助・支援を行うと同時に、実務家教員および弁護士会、地方自治体、NGOなどとの共同研究を進め、「ジェンダー法・政策」に関する研究についての問題解決志向型リサーチのオン・ザ・ジョブ・トレーニングを行う。とくに、アジア諸国等の留学生を積極的に受け入れる。
- ③ ワークショップや国際会議への参加、外国語論文作成法の受講等による国際的研究発信能力を育成する。
- ④ 海外から任期付の研究・教育スタッフを雇用し、研究・教育計画の調整と実施に参加させる。また、海外の優れた研究者を積極的に招聘し、研究/教育の質の向上に努める。
- ⑤ インターネット・スクール(ISTU)と連携し、研究テーマと関連する教材作成とそのデジタル化によるインターネット公開を目指す。また「ジェンダー法・政策」研究に必要な文献資料等の収集、整備、さらにはその一部デジタル化によるデータ・ベースの構築など教育システムのプラットフォーム作りを行う。

#### B) 若手研究者育成プログラム

ポストドク・レベルの若手研究者を国内外から一般公募してCOEフェロー（研究員）等として採用し、海外の大学拠点での中・長期の研究・調査を支援しながら、研究能力の向上を促す（研究エリート育成型プログラム）。

### C) 社会人再教育・連携プログラム

法曹・実務家・社会人等を積極的に受け入れ、問題解決志向型研究と体系的基礎研究の強化・統合を通じた社会人再教育プログラムの充実化を推進する。

#### (2) 海外連携拠点および海外の研究機関における人材育成

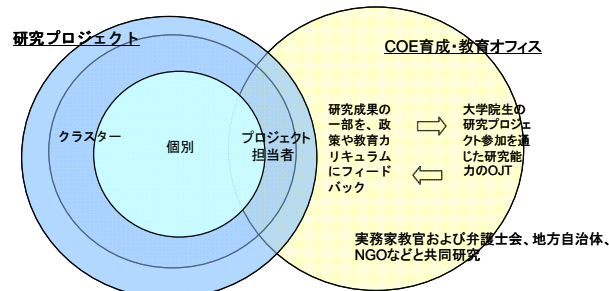
##### A) 大学院生教育・若手研究者育成プログラム

- ① 優秀な学生を海外の研究機関に派遣して中・短期の研究・調査を支援し、国際的な研究教育環境の中で教育成果を高める（海外武者修行型ショート・プログラム）。
- ② ジェンダー研究・教育の面で世界をリードしているアメリカ、男女平等参画条項を憲法に追加してパリテ法などの具体的政策課題を追求しているフランス、2002年に女性省を設置してアジアでは最も積極的な取り組みを展開している韓国等を中心に海外研究拠点（もしくはこれに準ずる連携機構）を形成し、前記の海外武者修行型プログラムの研究・調査・教育の拠点（COE海外連携拠点）とする。

##### B) 連携プログラム

- ① 海外連携拠点に大学院生・COEフェロー等を派遣して研究・教育計画の調整と実施に参加させる。また、海外の優れた研究者を招聘し、研究・教育・育成の質および国際的水準を高める。
- ② 海外連携拠点を中心にワークショップや国際シンポジウムを開催し、海外の優れた研究者・実務家・政策担当者との交流をはかり、成果を大学院生教育・若手研究者育成・社会人再教育に還元する。
- ③ 日本の研究者・実務家・自治体関係者等の海外研修拠点としての機能を高め、国際的競争環境の中で、世界的水準の共同研究・教育を実践し、その成果を国内オフィスの教育・研究に還元する。

(図表2) 教育実施機構図



## 9. 研究教育拠点形成活動実績

### ①目的の達成状況

#### 1) 世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的達成度（番号は様式2の6に対応）

##### 1 新たな学問領域の確立

ジェンダー法・政策に関わる諸課題を解明し、新たな学問領域を確立するため、6つのクラスター（政治参画、雇用と社会保障、家族、身体・セクシュアリティ、人間の安全保障、ジェンダー教育）と3つの部門（基礎研究・応用研究・政策実践）によって研究体制を構築し、それぞれの主要課題・テーマに即して共同研究を行った。研究会（95回）や国際シンポジウム等の研究成果は、ジェンダー法・政策研究叢書（全12巻）、英文叢書2巻、フランスで刊行したパリ・シンポジウム記録（1巻）、研究年報（欧文・和文全11号）等で国内外に公表し、とくにポジティブ・アクションの研究（叢書第1巻および上記フランス語出版）やジェンダーに関する生物学との学際共同研究（叢書第10巻）などに大きな成果を上げた。国内では、ジェンダー法学会等とたえず連携して研究し、ジェンダー法研究の基礎確立に貢献した。またパリとニューヨークに設立した海外連携拠点や国際シンポジウム等を通じて、国内外の研究者・研究団体との日常的な研究交流を進め、上記研究成果は国内外の多くの大学図書館等に所蔵された。以上から、ジェンダー法政策研究という学問領域研究確立の目的は十分達成したと考える。

##### 2 人材育成

国内外からの公募により若手研究者をCOEフェローとして延べ34名（うち外国人7名）採用し、COEリサーチアシスタントとして研究大学院博士後期課程学生を延べ65名採用（うちCOE留学生として延べ23名）して潤沢な若手研究費を伴う研究支援を行った。海外連携拠点に延べ28名を派遣するとともに、各研究会・シンポジウム等での海外の第一線の研究者との交流、研究発表・論文執筆の機会を提供した。教養課程・法科大学院等ジェンダー論関連講座を設置し、COEフェローも教育実践を担当してオンザジョブトレーニングを実践して研究と教育の相乗効果をあげた。これらの講座では非常に多くの学生（学部計700名、法科大学院では毎年約80名）が受講し、ジェンダー・センシティブな人材（公務員・教員や法曹関係者等）を多数輩出した。各自治体と連携したシンポジウム、出張講義等も、事業推進担当者のみならず若手研究者も積極的に担当し、社会貢献にも努めた。

以上のことから、人材育成に関わる目的は十分達成したと考える。（詳細は 2）参照）

##### 3 欧米とアジアをつなぐ研究拠点確立

国際的なネットワーク拠点を確立するため、韓国、中国、モンゴル、ベトナム、ロシア、

フランス、カナダ等からCOE留学生及びフェローを受け入れた。研究資金援助、研究会等での発表、翻訳・論文執筆等のほか、多くの海外研究者を招聘して学問的交流を行い、アジアと欧米をつなぐネットワーク拠点として多くの活動を行った。成果は6カ国語によるウェブサイト、ニューズレター（1-18号）等でも公表され、海外の諸機関でも高い評価をえることができた。以上のことから国際的ネットワーク拠点確立という目的は十分達成したと考える。

##### 4 政策・実践へのフィードバック

内閣府男女共同参画局、地方自治体、弁護士会等との連携や国際連携（韓国梨花女子大学、フランス比較立法協会・CNRS、米国コロンビア大学、カナダ・オタワ大学等）を通じて研究教育成果を政策実践に還元した。とくに国際シンポジウム等では、政策課題をテーマに掲げて理論と政策との架橋を目指し、研究叢書第12巻では38名の執筆者により具体的な政策提言を行った（内容は 3）参照）。また内閣府男女共同参画局等の調査研究にも貢献し、事業推進担当者等が同専門調査委員会や自治体の男女共同参画審議会で重要な役割を果たすなど、研究教育の成果を男女共同参画推進のために還元した。

以上から、研究教育の成果を政策に還元するという目的は十分達成したと考える。

##### 5 その他：外部評価委員による評価の実施

上記のCOE教育研究活動については、外部評価委員会による厳正な第三者評価を得ており、当初目的の達成状況について高い評価を得た。評価委員は、財団法人せんだい男女共同参画財団理事長、東北大学名誉教授、仙台地方裁判所所長等であり、審査は毎年1-2回開催された評価委員会での書面審査及び質疑を経て行われた。審査結果はニューズレターで公表し、その後の活動に反映させた。

なお、平成17年度に行われた21世紀COEプログラム中間評価のコメントは極めて適切・有益であり、ジェンダー法政策研究教育における「理論と政策の架橋」の実践等、後半の活動を推進する上で大きな示唆を与えて頂いた（様式2非公表1-2頁に記載）。

#### 2) 人材育成面での成果と拠点形成への寄与

1 若手研究者の採用：学外拠点としてジェンダー法・政策研究センター（蔵書6000冊以上）を設置し国内外から若手研究者を公募して有給・専任のCOEフェローとして採用した。フェローには外国人若手研究者が多く含まれ、日常的に国際交流できる環境を提供した。

2 研究支援体制の確立：フェロー、TA/RAの業務（研究会・シンポジウム等の補助、講義・通訳など）自体が研究支援となるように配慮し、実践的教育研究体制を確立した。また、様式2の8の若手研究者人材育成プログラム

により研究会・国際学会（世界女性会議、世界政治学会、アメリカ国際政治学会、イギリス国際政治学会等）での報告は36回、研究論文・翻訳等の投稿数は120本という成果をあげた。COEフェロー、TA/RAの多くは、各大学（東北大学・神戸大学・九州大学等）の准教授、専任講師・研究員等として就職し、多くの人材を輩出した。（具体的な就職先は様式2非公表3頁に記載）。

**3講義の機会提供による育成・支援：ジェンダーに関連する教養課程科目を開設し、COEフェローが事業推進担当者の教授陣とともにオムニバス形式で講義を担当する機会を設けた。**各自の専門分野についての講義を担当することにより、教員としての実力養成と研究の両面で実践的な成果が得られた。（講義の内容については様式3の4頁4）参照）

**4国外への派遣（武者修行型人材育成）：**海外連携拠点（ニューヨーク、パリ）に延べ28名の若手研究者を派遣した。拠点以外の国でも研究活動が行えるよう研究費を支援し、カナダ、イギリス、韓国、中国、ベルギー、北欧諸国等に派遣した。これにより海外での調査研究、学会報告等が実施された。

**5研究成果公表媒体の提供による育成・支援：**研究成果の公表媒体としてCOE研究叢書、研究年報、ニューズレターの3種類を刊行し、若手研究者の育成・支援の場とした。これらのなかに若手研究者の研究論文が90本（うち外国語24本）掲載された。とくにCOE研究員等若手研究者を中心とした共編著である*Gender and Law in Japan*(2007)では11本の英語論文中9本が若手研究者の執筆による。

### 3) 研究活動面での新たな分野の創成や、学術的知見等

**1研究水準と実績：ジェンダー法・政策に関わる諸課題を解明し、新たな学問領域を確立する**という目的のもとで6クラスター・3部門による研究体制を構築し、研究会や国際シンポジウム等の研究成果を、ジェンダー法政策研究叢書・研究年報等によって国内外に公表した。とくに政治参画クラスターにおけるポジティブ・アクションの研究では、フランスでのシンポジウムや、内閣府男女共同参画局「ポジティブ・アクション研究会」の成果にも反映され、強制的クォータ制の合憲性の問題や自発的クォータ制の重要性等について世界をリードする成果が得られた。また、生物学的性差（セックス）と社会的性差（ジェンダー）との関係をめぐる生物学研究成果とジェンダー研究との成果の接合についても日本学術会議と連携して学際的研究を推進し、研究叢書10巻で成果を公表して高い評価をえた。社会保障や雇用をめぐる課題、DV防止法の改革、人工生殖問題を含む家族法改革についても、弁護士会やジェンダー法学会等と

の連携によって学会をリードする研究成果がえられた。

平成18年度には、全国有権者を母集団とする無作為抽出の3000人を対象とする男女共同参画に関する意識調査を実施し、女性の政治的社会的進出に関する有権者の意識（女性進出への期待あるいは抵抗感、女性自身の意欲、政治制度、社会制度のあり方についての意識）について貴重な調査データを得ることができ、これらの研究成果は叢書第8巻で公表した。

上記の国内における学際的共同研究・調査研究のほか、国際シンポジウム、国際連携機関（韓国梨花女子大学、フランス比較立法協会・CNRS、米国コロンビア大学、カナダ・オタワ大学等）との共同研究に基づく外国との比較研究によって、日本の男女共同参画の理論的・実践的課題を明らかにした。さらに内閣府男女共同参画局や地方自治体等との連携によってえられた成果を男女共同参画政策推進のために還元し、**叢書第12巻で政策提言を行った。**その具体的内容は、例えば、政党の自発的クォータ制導入、離婚法等の整備、児童虐待対策、事実婚・同性婚への施策、DV防止法の実効性確保、生殖補助医療の整備、ワークライフバランス政策、トラフィッキング対策強化、ジェンダー教育の教材開発等である。**叢書・年報の執筆者総数は延べ386名に及び、ジェンダー法学会のみならず、多くの学問分野に関わる学界横断的なジェンダー法・政策研究の基盤を築くことができた。**

また東北大学国際高等研究教育機構融合領域研究所との連携により理系分野を含む学際的研究教育基盤を構築した。

### 2) 21世紀COE拠点の研究成果

**ジェンダー法・政策研究叢書全12巻**（東北大学出版会、2004-2008年、辻村みよ子監修）、**英語叢書2冊、フランス語叢書1冊、研究年報**（和文年報1-5号、欧文年報1-5号）を刊行し、各巻約800部を国内外の大学・図書館・自治体・男女共同参画推進センター等に送付した。各巻は書評や学界展望等によって高く評価され、特にフランスで刊行された*Egalité des sexes La Discrimination Positive en Question* (2006)やキャサリン・マッキノン教授ら13名が執筆した*International Perspectives on Gender Equality & Social Diversity*(2008)などは、国外でも高く評価されている。

### 4) 事業推進担当者相互の有機的連携

事業推進担当者及びCOEフェロー参加による、**COE運営委員会**を月1回（計45回）開催して、叢書の編集方針や企画運営全体について検討した。ここでは各クラスターでの研究や若手研究者の研究動向を紹介し、意見交換等も行った。また分野横断的に共同で研究会・国際シンポジウム等を開催し、事業推進担当者

を中心とした研究者間の研究連携（「ジェンダー法・政策」という既存の学問分野を超えた連携）を行うことができた。東北大学国際高等研究教育機構でも融合領域研究を行い、東北大学100周年セミナーでは、文学研究科COEと共同で企画・運営・講演を行った。

#### 5) 国際競争力ある大学づくりへの貢献度

日本では唯一、世界でも稀な「法・政策」を中心としたジェンダー法・政策研究拠点を設置し、広く国際交流、情報発信を行うことで、国際競争力ある大学づくりに貢献した。

また世界的にも稀な融合領域研究機構である東北大学国際高等教育機構との連携により学際的視点に立って国際的活動を実践することができた。世界最高峰の研究者を多数招聘した国際シンポジウム、国際セミナー開催のほか、日本のジェンダー問題に関する初の外国人研究者向け英語叢書（*Gender and Law in Japan*, 2007）も刊行して、国際競争力ある大学づくりに大きく貢献した。

#### 6) 国内外に向けた情報発信

国内外との比較：法学・政治学を中心としたジェンダー法・政策研究センターは世界的に見ても稀であり、日本で唯一の研究教育拠点としての意義は非常に大きい。欧文年報やフランス語・英語で刊行した研究叢書が、海外の図書館に所蔵されて高い評価をえた。また、海外から第一線の研究者を40名以上招聘して国際シンポジウム・国際セミナーを多数開催して、世界最高水準での国際交流を行い、成果を海外に発信して活動成果をあげた。

#### 7) 拠点形成費等補助金の使途について（拠点形成のため効果的に使用されたか）

若手研究者の人材育成（COEフェロー人件費、フェロー及びリサーチアシスタント研究費、学会発表、調査のための旅費も計上）、出版刊行費、情報発信ために多くの予算を配分し、効果的に使用できた。学外研究拠点・海外研究拠点の整備・維持にも必要経費を配分したが、その必要性と重要性及び上記のような成果からして、その予算を効果的に使用されたと判断できる。

#### ②今後の展望

a) 本21世紀COEプログラムの研究教育成果を継承し深化・発展させたグローバルCOE拠点として、「グローバル化時代の男女共同参画と多文化共生」に関する研究教育を実施する予定である。ここでは東京大学社会科学研究所及び海外諸機関と連携して社会科学を総合する世界最高水準の「ジェンダー平等と多文化共生」教育研究拠点を確立する。

b) 21世紀COEの人材育成の成果（海外連携拠点への派遣、留学生支援、教育実践など）を発展させ、ジェンダー平等と多文化共生について高い専門的知識を持ち、男女共同参画社会・多元主義的共生社会の実現を担う若手研

- 究者・法曹実務家・政策担当者等を育成する。
- c) 法学・政治学を中心とする学際融合的なジェンダー法・政策研究の成果をさらに発展させ、グローバル化時代の国際関係や少子化問題等に関する研究教育プロジェクトを構築し、社会科学的視点からのジェンダー法・政策と多文化共生研究の総合をめざす。同時に、東北大学国際高等融合領域研究所と連携して、理系・文系の壁を超えた「学際融合の基盤科学の創生」を図り、成果を法科大学院・公共政策大学院の教育研究にも反映させる。
- d) 21世紀COEで確立した国際的ネットワークを強化し、国際的情報発信（6か国語のウェブサイト、欧文年報・欧文研究叢書刊行、国際シンポジウム主催等）の実績を発展させる。韓国梨花女子大学、リヨン政治学院など多くの協定校との連携を拡大して、世界でも唯一無比の国際的なジェンダー法・政策と多文化共生に関する国際的ネットワーク拠点を構築する。海外連携機関との共同指導等を通して若手研究者の育成を行う。
- e) 日本学術会議・内閣府男女共同参画局・地方自治体・弁護士会・ジェンダー法学会等との連携を強化し、研究教育の成果をジェンダー教育の水準向上と男女共同参画の実現のための政策実践に還元する。

#### ③その他（世界的な研究教育拠点の形成が学内外に与えた影響度）

本学の掲げる「研究センター大学」「世界と地域に開かれた大学」「国際的に通用する指導的人材の育成」等の長期目標の趣旨にそって、「ジェンダー法・政策」に関する世界最高水準の研究教育拠点を確立することを目指し、日本最初の「ジェンダー法・政策研究センター」として情報交流・発信拠点、特にアジア太平洋地域における中心的な教育研究拠点を構築したことにより学外に大きなインパクトを与えた。研究成果も、英語叢書 *International Perspectives on Gender Equality & Social Diversity* (2008) ; 英文年報 *Gender Law and Policy Journal* や研究事業担当者の研究叢書の出版、男女共同参画推進のための種々の政策提言、大規模な国際シンポジウムや国際交流会、国内の研究会・講演会の開催など、目に見える形で示した。

また、本学では、男女共同参画推進における大学の使命をふまえて「男女共同参画推進のための東北大学宣言（2002年9月）」を発するなど、他大学に率先して取り組む決意を内外に示しており、本COE拠点の活動もその取り組みの一環として位置づけられる。本拠点は本学の男女共同参画推進のシンクタンクとして貢献し、東北大学男女共同参画奨励賞（研究部門）においても、多くの受賞者（COEフェロー、TA/RA等計7名）を輩出した。

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	東北大学	拠点番号	I O 3
拠点のプログラム名称	男女共同参画社会の法と政策—ジェンダー法・政策研究センター		
1. 研究活動実績			
①この拠点形成計画に関連した主な発表論文名・著書名【公表】			
<p>・事業推進担当者（拠点リーダーを含む）が事業実施期間中に既に発表したこの拠点形成計画に関連した主な論文等〔著書、公刊論文、学術雑誌、その他当該プログラムにおいて公刊したもの〕</p> <p>・本拠点形成計画の成果で、ディスカッション・ペーパー、Web等の形式で公開されているものなど速報性のあるもの ※著者名（全員）、論文名、著書名、学会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年（西暦）の順に記入</p> <p>波下線（<u>      </u>）：拠点からコピーが提出されている論文</p> <p>下線（<u>      </u>）：拠点を形成する専攻等に所属し、拠点の研究活動に参加している博士課程後期学生</p>			
辻村みよ子『ジェンダーと人権』全350頁（日本評論社、2008）			
Miyoko TSUJIMURA (ed.), <i>International Perspectives on Gender Equality &amp; Social Diversity</i> , Tohoku University Press, 2008			
辻村みよ子編『ジェンダーの基礎理論と法』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第10巻全395頁（2007）			
Miyoko TSUJIMURA and Emi YANO (eds.), <i>Gender and Law in Japan</i> , Tohoku University Press, 263pp, 2007			
辻村みよ子編『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第1巻全354頁（東北大学出版会、2004）			
川人貞史他編『政治参画とジェンダー』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第8巻（山元一と共編著）（東北大学出版会、2007）			
川人貞史『日本の国会制度と政党政治』（東京大学出版会、2005）			
川人貞史「権力融合と権力分立の立法過程的帰結」（増山幹高との共著）（『年報政治学2005-I 市民社会における参加と代表』木鐸社、181-200、2005年）			
川人貞史『選挙制度と政党システム』（木鐸社、2004）			
川人貞史「国会制度の形成・変容とその政治的帰結」（『北法学論集』57巻2号、209-229、2006年7月）			
水野紀子「親族法・相続法の特殊性について」平井宜雄先生古稀記念『民法学における法と政策』有斐閣745-769頁（2007年）			
水野紀子編著『家族—ジェンダーと自由と法』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第6巻東北大学出版会69-95頁（2006年）			
水野紀子「人事訴訟法制定と家庭裁判所における離婚紛争の展望」ジュリスト1301号11-16頁（2005年）			
水野紀子「人工生殖における民法と子どもの権利」湯沢雍彦・宇津木伸編『人の法と医の倫理』信山社201-231頁（2004年）			
水野紀子「日本における家族の観念」日仏法学会編『日本とフランスの家族観』有斐閣32-62頁（2003年）			
植木俊哉・土佐弘之編『国際法・国際関係とジェンダー』（東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書第7巻）（東北大学出版会、2007年）			
植木俊哉「国際法理論とジェンダー」植木俊哉・土佐弘之編『国際法・国際関係とジェンダー』（東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書第7巻）5-19頁（東北大学出版会、2007年）			
植木俊哉「個人による国際人道法違反の行為の処罰と国際法上の特権免除——最近の国際判決の動向とその分析——」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』765-783頁（東信堂、2004年）			
植木俊哉・秋葉剛男「国際刑事裁判所の現状とその将来」『ジュリスト』1285号108-114頁（2005年）			
植木俊哉「国際機構のアカウンタビリティと国際法——国際機構をめぐる紛争に関する一考察」島田征夫・杉山晋輔・林司宣編『国際紛争の多様化と法的処理』189-206頁（信山社、2006年）			
生田久美子「『家庭教育』の『復権』とは何か？—『教育』を捉えなおす概念装置としての『家庭』」三田評論No.1088、23頁（慶應義塾、2006年3月）			
生田久美子・下村一・村田美穂・尾崎博美・宮寺晃夫「スクールとしてのホーム/ホームとしてのスクール—教育において「ホーム」概念が示唆すること—」『近代教育フォーラム』第14号pp.163-174（教育思想史学会、2005年）			
生田久美子編著『ジェンダーと教育—理念・歴史の検討から政策の実現に向けて』（東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書第4巻）（東北大学出版会、2005年）			
生田久美子「教育哲学を考える」教育哲学研究第89号138-139頁（2004年）			
生田久美子「『問題』としてのジェンダー教育—何が「問題」か？何を「問題」にすべきか？—」東北大学21世紀COEプログラム研究年報第1号111-115頁（2003年）			
山元一他編『ジェンダー法学・政治学の可能性—東北大学国際シンポジウム・日本学術会議シンポジウム』（東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第3巻）（辻村みよ子と共編著）（東北大学出版会、2005年）			
山元一他編『政治参画とジェンダー』（東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第8巻）（川人貞史と共編著）（東北大学出版会、2007年）			
山元一「第5共和制における女性の政策・方針決定過程への参画—その展開と課題—」辻村みよ子編著『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第1巻87-116頁（東北大学出版会、2004年）			
Hajime YAMAMOTO, "Réflexions sur la notion de discrimination en droit japonais", in M. Tsujimura et D. Lochak (Dir), <i>Egalité des sexes La Discrimination Positive en Question</i> , pp. 77-10 (Société de Législation Comparée, 2006)			
山元一「国家像・人間像・平等化政策—フランスにおける「積極的差別」について—」川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー—』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第8巻43-77頁（東北大学出版会、2007）			
辻村みよ子・河上正二・水野紀子編『男女共同参画のために—政策提言』東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第12巻 全553頁（東北大学出版会、2008）			
河上正二「民法における「人」と女性」辻村みよ子・河上正二・水野紀子編『男女共同参画のために—政策提言』（東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第12巻）187-218頁（東北大学出版会、2008年）			
河上正二「『人の法』としての民法—阪神電鉄事件」法学セミナー597号90-97頁、598号78-87頁、599号95-102頁（2004年）			
河上正二「民法における権利の実現と『公序良俗』—酌婦前借金事件」法学セミナー584号70-80頁（2003年）			



- 河上正二「人(自然人)成年後見(1)～(3)」法学セミナー584号70-80頁(2003年)
- 吉田正志「仙台藩の奴刑」(1)～(3)東北大学『法学』69巻3号1-26頁、69巻4号38-75頁、69巻5号222-248頁(2005～2006年)
- 稲葉馨他編『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第2巻)(辻村みよ子と共編著)(東北大学出版会、2005年)
- 稲葉馨「男女共同参画政策とポジティブ・アクション」辻村みよ子=稲葉馨編著『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第2巻)33-50頁(東北大学出版会、2005年)
- 稲葉馨「公務部門におけるポジティブ・アクション」地方公務員月報500号2-11頁(2005年3月号)久保野恵美子「第7章 児童虐待への対応における裁判所の役割—イギリスにおける被ケア児童との面会交流問題を素材に—」岩村正彦・大村敦志編『融ける境 超える法1 個を支えるもの』(東京大学出版会、2005年)
- 嵩さやか・田中重人編『雇用・社会保障とジェンダー』(東北大学21世紀COE ジェンダー法・政策研究叢書)第9巻(東北大学出版会、2007年)
- 嵩さやか「フランスの年金制度と女性」嵩さやか・田中重人編『雇用・社会保障とジェンダー』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第9巻)395-416頁(東北大学出版会、2007年)
- Sayaka DAKE, "Présentation du système japonais de pensions: problématiques actuelles", *Revue Française des Affaires Sociales*, no. 1, pp. 35-55 2007.
- 嵩さやか『年金制度と国家の役割』(東京大学出版会、2006年)
- Sayaka DAKE, "Le droit japonais et les mesures destinées à favoriser l'égalité des sexes en matière d'emploi et de sécurité sociale", in M. Tsujimura et D. Lochak (Dir.), *Egalité des Sexes: La Discrimination Positive en Gestion*, pp. 149-163 (Société de Législation Comparée, 2006)
- 田中重人「ライフスタイル中立的な平等政策へ: 両立政策は正当化できるか」『ジェンダー法・政策研究叢書』12: 283-301. (Jan. 2008)
- 田中重人「性別格差と平等政策: 階層論の枠組による体系的批判」『ジェンダー法・政策研究叢書』9: 217-238. (May 2007)
- 田中重人"Principal Earner and Accommodator in Household: An illustration of gender stratification process in contemporary Japan", *Gender Law and Policy Annual Review*, 1: 25-48. (2004)
- 田中重人" A Cross-National Comparison of the Gender Gap in Time-Use: reanalyzing data from Japan and six Western countries" 『東北大学文学研究科研究年報』53: 152-137. (2004)
- 田中重人「男女共同参画社会の実現可能性: 生活時間データに基づく政策評価」『季刊家計経済研究』60: 48-56. (2003)
- 松島紀佐「工学系学術と教育における男女共同参画—工学分野に特化した男女差の認識と現状調査—」(東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」)研究年報第4号51-54頁(2007年)
- 久保野恵美子「離婚・別居と子の監護」内田貴・大村敦志編『民法の争点』338-339頁(有斐閣、2007年)
- 久保野恵美子「破綻主義離婚における破綻の意義と裁量棄却」水野紀子・町田愛子編『家族法実務大系 第1巻』(新日本法規出版、2008年)
- Emiko, KUBONO "Tensions between legal, biological and social conceptions of parentage- JAPAN", in *Ingeborg Schwenzer ed., Tensions between legal, biological and social conceptions of parentage*, pp. 221-232 (Intersentia, 2007)
- 久保野恵美子「機能不全家族への国家による支援—フランス育成扶助制度の一事例」辻村みよ子・河上正二・水野紀子編『男女共同参画のために—政策提言』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第12巻)373-390(東北大学出版会、2008年)
- 辻村みよ子・戸澤英典・西谷祐子編『世界のジェンダー平等—理論と政策の架橋をめざして』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第11巻)(東北大学出版会、2008年)
- サンドラ・ウィットワース(戸澤英典訳)「国連、ジェンダー、平和維持活動: ジェンダー主流化に対する一批評」辻村みよ子・戸澤英典・西谷祐子編『世界のジェンダー平等—理論と政策の架橋をめざして』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第11巻)97-128頁(東北大学出版会、2008年)
- 坪野吉孝・大森 芳「女性と高齢者介護問題に関する疫学的アプローチ」辻村みよ子編『ジェンダーの基礎理論と法』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第10巻)91-123頁(東北大学出版会、2007年)
- ウルリッヒ・ローマン(榊島博志訳)「ドイツのジェンダー法と政策—概要」辻村みよ子・戸澤英典・西谷祐子編『世界のジェンダー平等—理論と政策の架橋をめざして』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第11巻)403-430頁(東北大学出版会、2008年)
- 牧原 出「日本の男女共同参画の制度と機構—「フェモクラット・ストラテジー」の視点から」『男女共同参画政策—国と地方公共団体の現状と課題』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第2巻)51-68頁(東北大学出版会、2005年)
- 牧原 出「日本の男女共同参画の組織編成への提言—「フェモクラット・ストラテジー」の視点から」『男女共同参画のために—政策提言』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第12巻)87-96頁(東北大学出版会、2008年)
- Y. Nishitani, "Enforcement of Return and Access Orders in Cross-Border Cases in Japan," *Judges' Newsletter 2004*, pp. 34-39 [published by the Permanent Bureau of the Hague Conference on Private International Law].
- Y. Nishitani, "Divorce of Brazilian Nationals in Japan," in: *ZJapanR/J. Jap. L.*, Vol. 18 pp. 215-229 (2004).
- 西谷祐子「国境を越えた子の奪取をめぐる諸問題」水野紀子編『家族—ジェンダーと自由と法』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第6巻)413-435頁(東北大学出版会、2006年)
- Y. Nishitani, "International Child Abduction in Japan," in: *Yearbook of Private International Law*, pp. 125-143 (2006).
- Y. Nishitani, "Cross-Border Child Abduction between Canada and Japan," in: *Gender Law and Policy Annual Review*, 4 pp. 47-72 (2006)
- 蟻川恒正「近代法の脱構築」法社会学58号29-44頁(2003年)
- 齊藤豊治・青井秀夫編著『身体・セクシュアリティと法』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第5巻)(東北大学出版会、2006年)
- 齊藤豊治「性暴力犯罪の保護法益」齊藤豊治・青井秀夫編著『身体・セクシュアリティと法』(東北大学21世紀COEプログラム「ジェンダー法・政策研究叢書」第5巻)221-250頁(東北大学出版会、2006年)
- 齊藤豊治「ジェンダーと刑罰論」法律時報78巻3号2-9頁(2006年)
- 土佐弘之「グローバルな統治性」芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で』119-153頁(慶應義塾大学出版会、2007年)
- 土佐弘之「“主体化の暴力”を克服するケアの倫理: 脆い生への対応をめぐる」『思想』993号65-82頁(2007年)
- 土佐弘之『アナーキカル・ガヴァナンス』御茶の水書房、2006年
- Hiroyuki TOSA "The Lineage of Another Just War Theory: Violence against the Other," in *Political Violence and Human Security in the Post-9.11 World* pp. 3-18 (Osaka: The Japan Center for Area Studies, 2006)
- 土佐弘之『安全保障という逆説』青土社、2003年

## ②国際会議等の開催状況【公表】

(事業実施期間中に開催した主な国際会議等の開催時期・場所、会議等の名称、参加人数(うち外国人参加者数)、主な招待講演者(3名程度))

1. 平成15年11月4、5日、仙台国際センター、国際シンポジウム(東北大学ジェンダー法・政策研究センター主催)「ジェンダー法学・政治学の比較的展望」、参加人数250人(12人)、招待講演者 フランシス・オルセン教授(カリフォルニア大学ロサンゼルス校)、ダニエル・ポリヨ助教授(パリ第10大学)、キム・ソンウク教授(梨花女子大学)
2. 平成17年9月16日、Hôtel de Beauvais : Cour administrative d'appel de Paris (68, rue François Miron 75004 Paris)、国際シンポジウム「両性平等と積極的差別是正措置」、参加人数70人(55人)、ダニエル・ロシャック(パリ第10大学教授)、グウェナエル・カヴエス(セルジ＝ポントワーズ大学教授)、ジャンニ・モシュ・ラボー(フランス国立科学研究庁・政治研究センター主任研究員)
3. 平成19年7月29、30、31日、仙台国際センター、国際シンポジウム「両性平等と積極的差別是正措置」、参加人数400人(16人)、キャサリン・A・マッキノン(米国 ミシガン大学教授)、サンドラ・ウィットワース(カナダ ヨーク大学教授)、朱晓青(中国 社会科学院法律研究所教授)、猪口邦子(衆議院議員 前内閣府特命担当大臣 [少子化・男女共同参画])、上野千鶴子(東京大学教授)
4. 平成16年9月2日、東北大学、国際セミナー「フランスのパリテと人権」、参加人数16人(2人)、井上たか子教授(獨協大学外国語学部)、ドミニク・ルソー教授(モンプリエ第1大学)、ヴェロニク・ジメノ助手(グルノーブル第2大学)
5. 平成18年7月4日、東北大学、国際セミナー「市民参加、多様性とジェンダー —比較的展望 日本・カナダ・フランス—」、参加人数22人(7人)、カロリン・アンドルー教授(オタワ大学政治学研究科)、マノン・トランブレ教授(オタワ大学政治学研究科)、リンダ・カーディナル教授(オタワ大学政治学研究科)(共著者:アンヌ・アンドレ・デュノルト)
6. 平成18年7月14日、東北大学、国際セミナー、「市民参加、多様性とジェンダー —比較的展望 日本・カナダ・フランス—」、参加人数22人(4人)、マルガレット・マルアニ博士(フランス国立科学研究庁(CNRS-MAGE)主任研究員)、アンリ・レイ博士(フランス国立科学研究庁(CNRS-CEVIPOF)主任研究員)、ジャッキー・スティール博士(オタワ大学・東北大学法学研究科COE客員研究員)
7. 平成18年11月13日、日仏女性資料センター(日仏女性研究会)、国際シンポジウム、「ランプ・ドウ・ゲージュ研究の新地平」、参加人数70人(20人)、クリスティーヌ・フォーレ(フランスCNRS主任研究員)、太原孝英(目白大学外国語学部助教授)、高瀬智子(明治大学農学部専任講師)、イザベル・ジロドウ(東北大学法学研究科客員助教授)
8. 平成15年11月7日、東北大学、国際セミナー、「平等の観念とパリテ」「フランス法における男女平等」、参加人数31人(3人)、オリヴィエ・ジュアンジャン教授(フランス・ストラスブール第3大学)、コメント:糠塚康江教授(関東学院大学法学部)
9. 平成15年12月11日、東北大学、国際セミナー、「家族の契約化」、参加人数40人(3人)、オーヴェルニュ(クレルモンフェラン第一)大学 ニコラ・マティ教授
10. 平成16年10月14日、東北大学、国際セミナー、「子の奪取に関する1980年ハーグ条約について」、参加人数38人(5人)、ハーグ国際私法会議・常設事務局長 ファン・ローン氏
11. 平成17年7月28日、東北大学、国際セミナー、「フランスのdiscrimination positiveについて」、参加人数27人(7人)、グウェナエル・カルヴェス教授(セルジー・ポントワーズ大学)
12. 平成17年9月15日、東北大学、国際セミナー、「日本における女性と訴訟:セクシャル・ハラスメントを事例として」、参加人数10人(1人)、レオン・ウォルフ助教授(ニューサウスウェールズ大学法学部)
13. 平成18年1月23日、東北大学、国際セミナー、「ジェンダーに関する法と政策—概観」、参加人数27人(2人)、フォン・ウルリッヒ・ローマン教授(アリス・ザロモン福祉大学)
14. 平成18年6月8日、東北大学、国際セミナー、「共和主義、フェミニズム理論と代表制民主主義」、参加人数18人(5人)、ジャッキー・スティール博士(オタワ大学・東北大学法学研究科COE客員研究員)
15. 平成18年6月29日、東北大学、国際セミナー、「韓国における性暴力被害者の法的権利の保護」、参加人数15人(6人)、ソ・ウニョン(東北大学法学研究科COERA)
16. 平成20年3月18日、東北大学、国際セミナー、「ヨーロッパと日本のジェンダー問題」、参加人数28人(2人)、ルーシー・ギボー(アムステルダム大学法学部情報法研究所准教授)、イザベル・ジロドウ(東北大学法学研究科客員准教授)

2. 教育活動実績【公表】

博士課程等若手研究者の人材育成プログラムなど特色ある教育取組等についての、各取組の対象（選抜するものであればその方法を含む）、実施時期、具体的内容

- ジェンダー・センシティブな若手研究者・法曹実務家等を育成するため、国内外の公募によりCOEフェロー、およびCOEティーチングアシスタント/リサーチアシスタント（TA/RA）、COE留学生を採用して問題解決型のオン・ザ・ジョブトレーニングを実施した。若手研究者の採用は、COEフェロー延べ34名（うち外国人7名）、TA/RA延べ65名（うち留学生23名）であり、外国人メンバーの出身国は韓国、中国、ロシア、ベトナム、フランス、カナダなどである。
- 若手研究者の研究成果はCOE研究年報・研究叢書等で発表した。

COE研究会報告は36人、COE関係論文執筆は日本語66本、外国語24本、COE関係論文における翻訳30本（英語、フランス語、韓国語）に及んだ。特に、若手研究者を中心に海外研究者を対象とした英語の入門書を執筆し出版した（下記の目次参照。第1・7章を除き執筆者はすべてCOEフェロー、日本学術振興会研究員（COE）である）。

Miyoko TSUJIMURA and Emi YANO (eds.), *Gender & Law in Japan* Tohoku University Press, Sendai:2007.

- Chapter 1: Law and Praxis for Gender-Equal Society ...Miyoko TSUJIMURA
- Chapter 2: Japanese Implementation of International Gender Equality Law: Monitoring via the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women ...Kiyomi NAKASHIMA
- Chapter 3: Gender and Japan's International Policy ...Josuke IKEDA
- Chapter 4: Japanese Law and Policy against Human Trafficking ...Tomoya KAMINO
- Chapter 5: Beyond the Fixed Identifications of 'Victim' or 'Criminal': A New Look at Debates and the Policies Surrounding Trafficked Women in Japan ...Kaoru AOYAMA
- Chapter 6: Political Participation and Gender "Electoral Opportunities under a Parallel (Mixed) System: Views of Women Elected to the Japanese House of Representatives" ...Jackie F. STEELE
- Chapter 7: Family and the Family Law in Japan ...Noriko MIZUNO
- Chapter 8: Women's Lives in Family and Local Communities: the Tohoku Region ...Sunhee LEE
- Chapter 9: Development and Problems of the Equal Employment Opportunity Law ...Yojiro SHIBATA
- Chapter 10: Violence against Women in Japan: Contemporary Challenges ...Emi YANO
- Chapter 11: The National Education Policy for Gender Equality in Transition ...Noriko INUZUKA

- 海外連携拠点及び海外の研究機関に派遣する武者修行型ショートプログラムを実施した。

海外拠点派遣者は、平成14年3月から平成19年9月までに、パリ拠点13人、ニューヨーク拠点15人（各1-3ヶ月）であった。拠点以外の海外派遣国は韓国、中国、ベトナムアメリカ、カナダ、フランス、イギリス、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク等である。

国際シンポジウム報告は、世界女性会議、世界政治学会、アメリカ国際政治学会、イギリス国際政治学会等で行われ、COE国際シンポジウムInternational Perspectives on Gender Equality and Social Diversityにおいても若手研究者によるポスター発表を行った。

- 教育実績としては、特に、東北大学にジェンダーに関わるオムニバス講義（ジェンダー論・ジェンダーと人間社会）を設置し、事業推進担当とともに若手研究者が講義を担当したことが挙げられる。法学部に限らず、理系の多学部に提供したため、3年間で約700名の学生が受講した。講義の内容は下記の通り（太字が若手研究者担当）。

	2005年度ジェンダー論	2006年度ジェンダーと人間社会	2007年度ジェンダーと人間社会
第1回	男女共同参画社会の法とジェンダー	国際家族・人工生殖とジェンダー	開講に当たって
第2回	<b>国際法とジェンダー</b>	<b>国際法とジェンダー</b>	法理学とジェンダー
第3回	<b>国際政治とジェンダー</b>	<b>国際政治とジェンダー</b>	国際政治とジェンダー
第4回	日本の政治とジェンダー	<b>政治思想とジェンダー</b>	東欧政治とジェンダー
第5回	<b>日本国憲法とジェンダー</b>	憲法とジェンダー	<b>政治思想とジェンダー</b>
第6回	<b>表現の自由とジェンダー</b>	<b>憲法とジェンダー</b>	憲法とジェンダー
第7回	行政法とジェンダー	私法関係とジェンダー	公務員制度とジェンダー
第8回	江戸～明治期の結婚とジェンダー	<b>刑事法とジェンダー</b>	<b>刑事法とジェンダー</b>
第9回	<b>労働法とジェンダー</b>	家族とジェンダー	民法における「人」と女性
第10回	<b>企業社会とジェンダー</b>	医療制度とジェンダー	科学研究とジェンダー・知的財産の活用
第11回	家族とジェンダー	<b>労働・社会保障とジェンダー</b>	<b>労働とジェンダー</b>
第12回	刑事法とジェンダー	<b>ジェンダーと教育</b>	<b>文化とジェンダー</b>
第13回	<b>DVの現状とジェンダー</b>		
第14回	<b>ジェンダーと教育</b>		

- 社会貢献等として、地方自治体主催の講義、シンポジウム等に積極的に参加し、研究成果の社会への還元を努めた。

（例）せんだい男女共同参画財団主催ジェンダー論公開講座の担当（毎年）、青森県パートナーセッション 各地少年院での講義、NPOにおける講義、海外省庁における講義、東北大学イノベーションフェア2007in仙台出展（「ジェンダーと法」研究の新天地：ポスター発表及びジェンダー啓発クイズの実施）等

- 上記の取組により、COEフェロー・日本学術振興会研究員（COE）のほぼ全員が、東北大学、東京大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、群馬大学、東北学院大学、中京大学、龍谷大学、小樽商科大学等に准教授・専任講師・助教として専任の職に就くことができた（一部は客員准教授・日本学術振興会特別研究員・研究生として採用された）。

21世紀COEプログラム委員会における事後評価結果

(総括評価)

設定された目的は概ね達成された

(コメント)

拠点形成計画全体については、数次にわたる国際シンポジウムの開催、研究業績の公表など、活動は極めて活発であり、ジェンダー法政策研究という新たな学問領域を樹立し、男女共同参画社会の一層の実現を目指し、欧米とアジアを結ぶ研究拠点を確立したことは評価できる。また、政府・地方自治体等の政策・実践へのフィードバックについても一定程度果たされた。

人材育成面については、若手研究者の採用、研究の支援、講義の機会提供、国外派遣、研究成果公表媒体の提供、就職先の確保など、多方面で一定の成果をあげている。ただし、専門職大学院設置の影響も受けてか、課程博士の学位授与状況については、いまだ大幅な改善には至っていない。

研究活動面については、新たな学問領域の確立に向けた研究活動は多面・多様であり、活動の旺盛さ、特に研究叢書12巻をはじめとする活字による研究成果の発表は、刮目に値する。しかしながら、研究の実質的内容については、なお基礎的・一般的なレベルにとどまるものも多く含まれており、本プログラムに基づいて研究上創生されたもの、特に、他専攻分野の他の拠点参加者との協働や討議から得られた成果、インターディシプリナリーな総合性のある成果はいまだ十分とは言い難い。

中間評価結果への対応は極めて真摯的・意欲的であり、中間評価結果は、ジェンダー法政策研究における「理論と政策の架橋」の実践に向けて、本プログラムの後半の活動を大きく前進させる契機となった。

補助事業終了後については、東京大学社会科学研究所・海外諸機関と連携し、社会科学を総合する「ジェンダー平等と多文化共生」教育研究拠点の確立を目指しており、今後の持続的発展が期待できる。